



保国発0603第1号
平成23年6月3日

都道府県国民健康保険団体連合会理事長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

国民健康保険の保険者に対する介護従事者処遇改善基金の解散について

国民健康保険の保険者に対する介護従事者処遇改善基金（以下「基金」という。）の管理運営については、平成21年3月13日保発第0313006号保険局長通知の別添「国民健康保険の保険者に対する介護従事者処遇改善基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）に基づき行われていたところであるが、基金事業の終了による基金の解散及びその残余额の国庫返還に係る手続については、下記の通りとすることとしたので、遺漏のないよう取り計らわれない。

記

管理運営要領第14（事業の終了）第2項に規定する厚生労働大臣への報告については、別紙1「国民健康保険の保険者に対する介護従事者処遇改善基金の解散に係る報告書」（以下「解散報告書」という。）に必要書類を添付し、平成23年8月26日（金）までに提出すること。

なお、解散報告書の記載方法については、別紙2「解散報告書記載要領」によること。

【照会・送付先】

保険局 国民健康保険課 財政第一係 石田
代 表 03-5253-1111 内線 3256
直 通 03-3595-2565
FAX 番号 03-3504-1210
メールアドレス ishida-hideki@mhlw.go.jp

(発 出 番 号)
平成23年@月@@日

厚生労働大臣

細川 律夫 殿

△△県国民健康保険団体連合会

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

国民健康保険の保険者に対する介護従事者処遇改善基金の解散に係る報告書

[※] 国民健康保険の保険者に対する介護従事者処遇改善基金管理運営要領の規定に基づき、国民健康保険の保険者に対する介護従事者処遇改善基金(以下「基金」という。)の解散にあたり、保有額及び経費状況等について下記の通り報告する。

記

- 基金事業終了年月日 平成23年@月@@日
- 基金解散予定年月日 平成23年9月30日
- 基金事業等実績

(単位:円)

① 収入		② 支出	
(例) 国庫交付金 (基金造成経費)		(例) 基金事業費	
(例) 基金運用収入		(例) 基金事業関係 システム開発費	
(例) その他の収入 (普通預金利息)		(例) 広報活動費	
③ 収入額 合計	0	④ 支出額 合計	0
⑤ 基金事業終了日における基金残高 (③-④)		0	
⑥ 事業終了日後から基金解散予定日までの間に発生する利息等			
⑦ 解散するときに保有する基金及び基金事業に係る一般会計の残余额 (⑤+⑥)		0	
⑧ 厚生労働大臣が必要と認めた額		0	
⑨ 国庫返還額 (⑦-⑧)		0	

- 残余財産目録
添付書類「残高証明書の写」及び「利息計算書等の写」参照

- 添付書類
 - ・(別紙1別添)基金年度別事業実績内訳表
 - ・残高証明書の写
 - ・基金残余额に係る預金通帳の表紙の写及び最終差引残高が記載されているページの写
 - ・利息計算書等の写

基金年度別事業実績内訳表

△△県国民健康保険団体連合会

(単位:円)

区 分		平成21年度	平成22年度	合 計
① 収 入	(例)国庫交付金 (基金造成経費)			
	(例)基金運用収入			
	(例)その他の収入 (普通預金利息)			
	③収入額 合計	0	0	0
② 支 出	(例)基金事業費			
	(例)基金事業関係 システム開発費			
	(例)広報活動費			
	④支出額 合計	0	0	0
⑤ 基金 残高	前年度基金残高+③-④	0	0	0

(注記)

- ※1 管理運営要領第15による事業実績報告書(平成21年度及び平成22年度)の記載内容と符合すること。
- ※2 区分項目及び記入欄は、必要に応じて適宜修正又は追加等すること。
- ※3 別紙1「国民健康保険の保険者に対する介護従事者処遇改善基金の解散に係る報告書」の①から⑤と、記載内容が符合すること。
- ※4 事業終了日後から基金解散予定日までの間に発生する利息等については、計上しないこと。

解散報告書作成要領

1. 「基金事業終了年月日」について

基金事業を終了した日を記載すること。

なお、管理運営要領による事業実績報告書（平成22年度）における「1. 基金保管実績」の「年度末保管額」を算出した際の利息計算等の終日と相違しないこと。

2. 「基金解散予定年月日」について

基金解散予定年月日は平成23年9月30日とすること。

3. 「基金事業等実績」について

・①から⑤については、別紙1別添「基金年度別事業実績内訳表」の①から⑤と記載内容が符合すること。

・⑥については、基金事業終了年月日後から基金解散予定年月日までの間に発生する利息等について算出し、計上すること。

なお、基金解散予定日である平成23年9月30日が国庫返還金の納付期限となることから、発生利息の算出にあたっては、国庫返還金の納付日を考慮して算出すること。

・⑧については「0」（ゼロ）とすること。

4. 「残余財産目録」について

基金事業終了年月日の基金残高を証明する残高証明書及び基金解散年月日までの利息を算出した利息計算書等を残余財産目録とすること。

5. 「添付書類」について

・（別紙1別添）「基金年度別事業実績内訳表」は、管理運営要領による事業実績報告書（平成21年度及び平成22年度）の記載内容と符合すること。また、注記を順守すること。

・前述の残高証明書の写を添付すること。

・解散報告書の報告時点における基金残高に係る預金通帳の表紙の写及び最終差引残高が記載されているページの写を添付すること

・利息計算書等の写については、基金残高の返還後に、追加で郵送すること。

事 務 連 絡
平成23年6月3日

都道府県国民健康保険団体連合会事務局長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険
財政第一課係長

国民健康保険の保険者に対する介護従事者処遇改善基金の
解散について（事務連絡）

標記については、平成23年6月3日保国発0603第1号により通知したところですが、基金の解散及び残余额の国庫返還に係る具体的なスケジュール等につきましては、下記のとおり予定しておりますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 国庫返還金の納付までのスケジュール（予定）について

- 8月26日（金）：解散報告書の提出期限
- 9月15日（木）：基金解散承認及び基金残余额国庫返還に係る通知の発出
- 9月22日（木）頃：納入告知書の送付
- 9月30日（金）：基金解散予定日及び国庫返還金納付期限

2. 解散報告書の提出にあたって

解散報告書を郵送する際は、解散報告書の電子データ（発出年月日及び発出番号が付されたもの）をメールに添付し、下記メールアドレスまで送付ください。

【照会・送付先】
保険局 国民健康保険課 財政第一係 石田
代 表 03-5253-1111 内線 3256
直 通 03-3595-2565
F A X 番号 03-3504-1210
メールアドレス ishida-hideki@mhlw.go.jp

国保介護従事者処遇改善基金の解散に係る手続について（イメージ）

